

○幼児教育・保育の無償化に関する手続きについて

認可保育所、認定こども園、幼稚園（新制度に移行した園）、地域型保育事業所および企業主導型保育事業所を利用する場合は、手続きは必要ありません。

ただし、幼稚園（新制度に移行していない園）、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センターを利用される場合は、手続きが必要となります。詳しくは、窓口にてお尋ねください。

○無償化に係る費用の支払いについて

認可保育所、認定こども園、幼稚園および地域型保育事業所の入園料・利用料については、無償化に係る経費を町から各施設に支払うため、利用料等の支払いは必要ありません（新制度に移行していない幼稚園については、月額上限を超えた金額をお支払いいただくこととなります）。

また、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センターを利用される場合は、一旦利用料をお支払いいただき、町に償還払いの手続きを行っていただく必要があります。詳しくは、窓口にてお尋ねください。

● 問い合わせ窓口 ● 健康推進課 ☎ 247-1344（直通）

保育料

- ・ 0歳から2歳（4月1日時点の年齢）の保育料は、入園する保育施設の種別を問わず、町で決定します。ただし、0歳から2歳（4月1日時点の年齢）の市町村民税非課税世帯と3歳から5歳までの児童は無償化の対象となります。
- ・ 0歳から2歳（4月1日時点の年齢）の保育料は、原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母等と同居している方は、家計の主宰者（祖父母等）との合算となる場合があります。
- ・ 4月～8月の保育料は、前年度の市町村民税所得割額（前々年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により決定します。9月～3月の保育料は、当年度の市町村民税所得割（前年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により決定します。
- ・ 3号認定のお子さんが、年度の途中で満3歳になり、認定区分が2号認定になっても、その年度内の保育料の額は3号認定のまま変更はありません。4月1日における満年齢で決定します。
- ・ 確定申告等により税額が変更となった場合には、保育料が変更になる可能性がありますので、役場に連絡をしてください。

● 問い合わせ窓口 ● 健康推進課 ☎ 247-1344（直通）